

史跡船来山古墳群保存活用計画書

Plan of Preservation and Utilization on Funakiyama tombs



令和3(2021)年3月

本巣市教育委員会

史跡船来山古墳群保存活用計画書

令和3(2021)年3月

本巣市教育委員会

序 文

本巣市には、古墳群をはじめとして原始・古代の遺跡や、様々な文化財が数多く残されています。このたび、平成 31(2019)年 2 月 26 日に船来山古墳群が史跡に指定され、様々な方のご協力を得て、「史跡船来山古墳群保存活用計画」を策定しました。

船来山古墳群は、昭和 4(1929)年には古墳群としての価値が認められ、広く周知されました。その後、豪雨による昭和 42(1967)年の船来山 24 号墳の出土もあり、広く知られていましたが、平成に入ると同時にゴルフ場開発の計画があがり、一時期は破壊の危機にさらされました。土地の買収も進み、風前の灯火でしたが、事前の市民による分布調査、その後の試掘確認調査、事業者負担の本調査を経て、284 基もの古墳が確認され、現在は 290 基の古墳が確認されています。そして、史跡指定の意見具申後には、元のゴルフ場事業者から土地の寄付を受け、約 17ha もの土地が市有地になった経緯をもつ全国でも貴重な古墳群です。ゴルフ場開発計画時から地元の方々が地道に署名活動をされ、また開発計画中断後も、合併をむかえ、地元住民だけでなく本巣市民一丸となって、取り組んできた成果と思っております。

今後は、本計画に基づき船来山古墳群の保存と活用に取り組んでまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、検討委員会の委員の皆様や、文化庁及び岐阜県にご指導ご助言を賜りました。ご尽力いただきました皆様に、厚くお礼申し上げます。

令和 3 年 3 月

本巣市長 藤原 勉

例　　言

- 1 本書は、岐阜県本巣市上保及び郡府に所在する、国史跡「船来山古墳群」の保存活用計画書である。
- 2 この保存活用計画は、本巣市教育委員会が主体となり、令和元年度及び2年度の事業として、文化庁の国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金の交付を受け実施した。
- 3 計画策定にあたっては「船来山古墳群保存・活用検討委員会」を設置・開催し検討を行うとともに、文化庁及び岐阜県の指導を受けながら本巣市教育委員会事務局が策定した。
- 4 計画策定の支援業務は株式会社ウェーブプランニングオフィスに委託した。
- 5 本計画は、今後の史跡を取り巻く社会的環境等の変化により、再検討や修正の必要が生じた場合には、適宜見直しを行うこととする。

目 次

第 1 章 計画策定の沿革と目的	1
第 1 節 計画策定の沿革	1
第 2 節 計画の目的	1
第 3 節 委員会の設置と経緯	1
第 4 節 他の計画との関係	5
第 2 章 史跡船来山古墳群の概要	12
第 1 節 指定に至る経緯	12
第 2 節 指定の状況	14
第 3 節 土地の状況	56
第 4 節 各種法令による位置づけ	59
第 3 章 史跡船来山古墳群の本質的価値	63
第 1 節 史跡船来山古墳群の本質的価値	63
第 2 節 史跡船来山古墳群の構成要素	65
第 4 章 史跡船来山古墳群の現状と課題	69
第 1 節 保存管理	69
第 2 節 活用	82
第 3 節 整備	83
第 4 節 運営・体制	84
第 5 章 保存活用計画の大綱と基本方針	85
第 1 節 大綱（ビジョン）	85
第 2 節 基本方針	86
第 6 節 保存管理	90
第 1 節 保存管理の方向性	90
第 2 節 保存管理の地区区分と具体的な手法	91
第 3 節 現状変更の取扱い	94
第 4 節 植生管理について	99

第 7 節 史跡の活用と方向性	101
第 1 節 活用の方向性	101
第 2 節 活用の方法	101
第 8 章 史跡の整備	106
第 1 節 整備の方向性	106
第 2 節 保存のための整備	107
第 3 節 活用のための整備	110
第 9 章 運営・体制の整備	114
第 1 節 運営・体制の方向性	114
第 2 節 運営体制の方針	115
第 10 章 施策の実施計画の策定・実施	117
第 1 節 実施計画	117
第 11 章 保存活用の経過観察	120
第 1 節 方向性	120
第 2 節 方法	120
卷末資料 (船来山古墳群一覧表、各地の整備事例)	125